



建築基準法・建築物省エネ法改正に伴う相談窓口 建築士サポートセンター

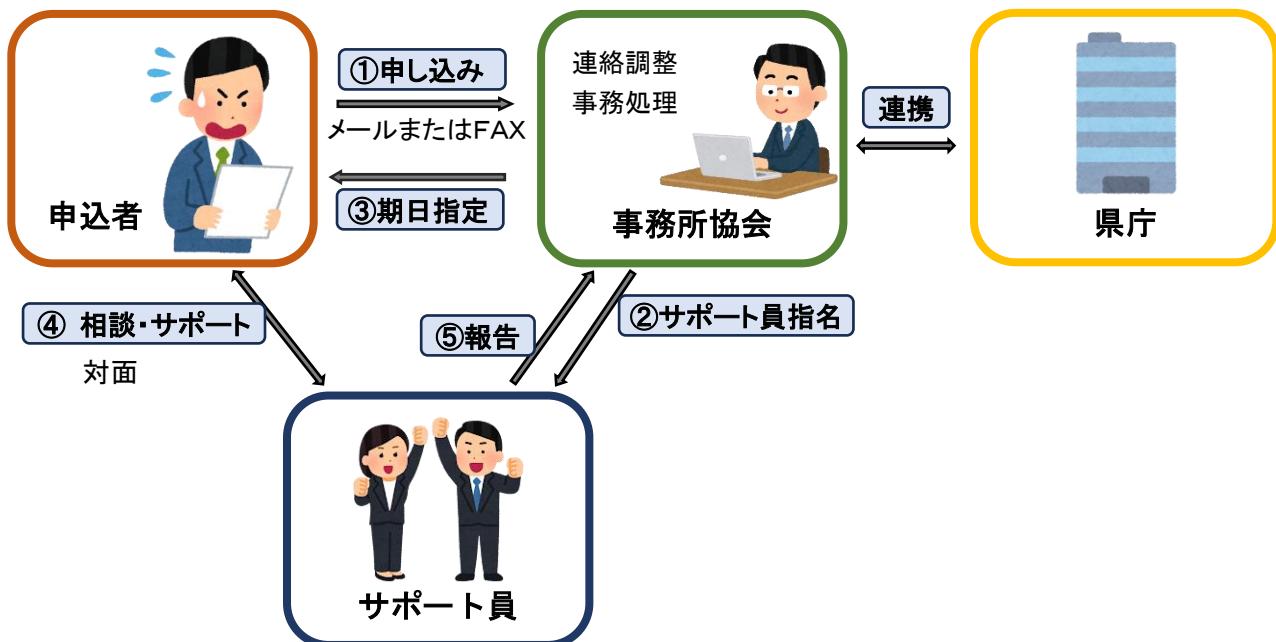
利用料
無 料

令和7年1月1日～

目的: 建築基準法等改正に伴い4号特例が縮小され、構造計算の必要な規模の拡大と共に省エネ基準の義務化による新たな対応が求められることから、不慣れな建築士の方々のためサポートするものです。

主なサポート ●構造関係 ●省エネ関係 ●その他

※サポート業務で知り得た情報については守秘義務を厳守します。



① 申し込み

建築士サポート申込書に必要事項を記載し、事務局（建築士事務所協会）にメールまたはFAXで申し込んでください。

② サポート員指名

事務局でサポート（相談内容）に合わせて適任のサポート員を指名します。

③ 期日指定

事務局で日程調整をし、期日相談方法を双方に通知します。

④ 相談・サポート

指定した方法で相談・サポートを行う。必要に応じ関係資料等を持参願います。

⑤ 報告

サポート員は、相談・サポート結果を別紙により事務局に報告する。

【お申し込み・お問い合わせ】

(一社) 栃木県建築士事務所協会 Tel 028-621-3954

Fax 028-627-2364

メールアドレス info@tkjk.or.jp